

京都市告示第 490 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 1 月 19 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
八瀬48号線	左京区八瀬近衛町458番地の2地先から	旧	メートル 27.20	3.00 ～メートル 3.70
	同町454番地地先まで	新	27.20	4.00 ～ 7.30
久世4号線	南区久世殿城町90番地の1地先から	旧	104.90	3.20 ～ 3.35
	同区久世中久世町五丁目81番地地先まで	新	104.90	6.01 ～ 6.04
中久世経14号線	南区久世中久世町五丁目77番地地先から	旧	13.10	3.20 ～ 6.10
	同町81番地地先まで	新	13.10	6.02
南第四緯15号線	南区東九条烏丸町21番地の1地先から	旧	27.50	2.90
	同町11番地の2地先まで	新	27.50	3.41 ～ 3.51

向島1号線	伏見区向島渡シ場町74番地地先から	旧	13.40	2.80 ~ 3.15
	宇治市槇島町清水83番地の13地先まで	新	13.40	6.00 ~ 6.92
桃山経28号線	伏見区桃山町遠山103番地の3地先から	旧	35.90	5.90 ~ 6.10
	同町37番地の5地先まで	新	35.90	6.00 ~ 6.07

(建設局道路部道路明示課)